（廃止措置実施方針の公表）

第七条の五の四　法第十二条の五の二第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

（廃止措置実施方針の見直し）

第七条の五の五　製錬事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

三　廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［略］

五　核燃料物質の管理及び譲渡し

［六～八　略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書

四　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

［五　略］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

［八　略］

［九　略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の七　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　略］

［2・3　略］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第七条の五の八　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第七条の五の九　［略］

［条を加える。］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の三　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　法第十二条の六第二項の認可を受けようとする廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

五　核燃料物質の譲渡し

［六～八　同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

三　［同上］

［号を加える。］

四　廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書

［五　同上］

［六　同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の四　法第十二条の六第三項の規定により、認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　廃止措置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［三・四　同上］

［2・3　同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第七条の五の五　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第七条の五の六　［同上］